

国民皆保険を将来にわたって守り続けるため 平成30年4月から国民健康保険制度が変わります

国民健康保険(国保)は、今までは市が保険者となって運営してきましたが、4月からは県と市が共同で運営します。

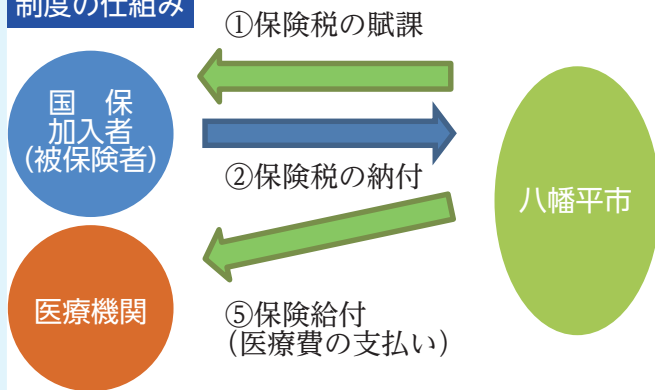
県は、財政運営の責任主体となり安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保など、国保運営の中心的な役割を担います。市は、資格管理、保険給付などの地域におけるきめ細かい事業をこれま

でと同様に行います。国保の手続きは、4月以降も引き続き市役所市民課、西根・安代両総合支所が窓口となります。

※被保険者証は、次の更新(9月1日)から様式が変わります。

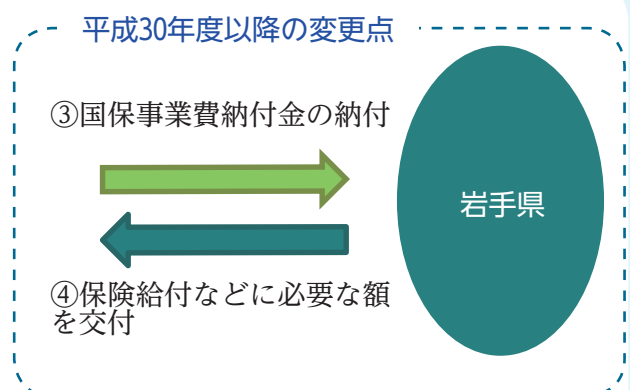
■問い合わせ先 市役所市民課国保年金係(☎・内線1069)

制度の仕組み



【市の主な役割】

- ・国保への加入や脱退の届け出、被保険者証の発行など
- ・標準保険料率を参考に保険税率を決定
- ・国保税の賦課、徴収
- ・保険給付の決定、支給 など



【県の主な役割】

- ・県全体の国保財政の運営
- ・市町村ごとの国保事業費納付金の決定
- ・市町村ごとの標準保険料率の算定・公表
- ・保険給付などに必要な額を市町村に交付 など

高額療養費の多数回該当のカウントが引き継がれます

高額療養費の多数回該当は、過去12カ月以内に高額療養費の支給が4回目以上である場合に自己負担額が引き下げられる制度です。これまでは、他市町村へ住所異動した場合、改めて1回目からカ

ウントされていましたが、県内での住所異動で、世帯の継続性が保たれていれば、4月以降の療養において発生した前住所地の高額療養費の多数回該当のカウントが引き継がれます。

【現行】

平成28年度					平成29年度						
11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
① ○			② ○		③ ○	④ ●			① ○		② ○
					多数回該当 県内住所異動		多数回非該当				

他の市町村に住所異動した場合、異動月からカウントするため1回目となります

【改正後】

平成29年度					平成30年度						
11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
① ○			② ○		③ ○	④ ●			○		④ ●
					多数回該当 県内住所異動		多数回該当				

岩手県内の住所異動であれば、該当回数を通算できるため3回目となります